



所得控除

雑損控除	本人、扶養親族等が災害、盗難等により損失を受けた場合 ※盗難届、罹災証明等の証明書が必要です。 損害金額等 - 保険金等による補填額 = 差引損失額(A)		控除額は次の①と②のいずれか多い額 ① (A) - 総所得金額の10% ② (A)のうち災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	本人や扶養親族等の医療費を支払った場合 ※医療費控除を受ける場合、セルフメディケーション税制の適用は受けられません。 (医療費の支払額 - 保険金等による補填額) - (10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額)		限度額200万円
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	本人や扶養親族等の特定一般用医薬品等を購入した場合 ※セルフメディケーション税制の明細書、健康診断の結果通知表等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。 ※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、医療費控除は受けられません。 (特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等による補填額) - 1万2千円		限度額8万8千円
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護医療保険料及び国民年金保険料等を支払った場合 ※国民年金保険料は控除証明書又は領収書の添付が必要です。		控除額は支払額全額
小規模企業共済等掛金控除	第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法の企業型及び個人型加入者掛金を支払った場合 ※掛金の証明書が必要です。		控除額は支払額全額
生命保険料控除	① 旧契約 (平成23年12月31日以前の契約)	支払保険料の金額	控除額
		1円 ~ 15,000円	支払保険料の全額
		15,001円 ~ 40,000円	支払保険料 × 1/2 + 7,500円
		40,001円 ~ 70,000円	支払保険料 × 1/4 + 17,500円
	② 新契約 (平成24年1月1日以降の契約)	1円 ~ 12,000円	支払保険料の全額
		12,001円 ~ 32,000円	支払保険料 × 1/2 + 6,000円
		32,001円 ~ 56,000円	支払保険料 × 1/4 + 14,000円
③ ①と②両方の場合	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料それぞれ上記計算式で計算した控除額の合計額(限度額 70,000円) 一般生命保険料・個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記計算式で計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)		
地震保険料控除	地震保険料・旧長期損害保険料を支払った場合		
	① 地震保険料	支払保険料の金額	控除額
		1円 ~ 50,000円	支払保険料 × 1/2
	② 旧長期損害保険料	1円 ~ 5,000円	支払保険料の全額
		5,001円 ~ 15,000円	支払保険料 × 1/2 + 2,500円
③ ①と②の両方の場合	①で求めた金額+②で求めた金額(限度額25,000円)		
ひとり親控除	次の要件をすべて満たす人 ①令和6年12月31日時点において、婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない人で、扶養親族である子又は総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ②合計所得金額が500万円以下であること ③事実上婚姻関係にあると認められる相手がいないこと		控除額30万円
寡婦控除	①夫と死別・離別した後、再婚していない又は夫の生死の明らかでない人で、扶養親族がいる ②夫と死別後、再婚していない又は夫の生死の明らかでない人がある 上記①又は②と次の要件を満たす場合 ・合計所得金額が500万円以下であること ・事実上婚姻関係にあると認められる相手がいないこと		控除額26万円
勤労学生控除	大学、高等学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下の場合(給与所得以外の所得金額が10万円以下の場合に限る。) ※学生証、在学証明書等の証明書が必要です。		控除額26万円
障害者控除	本人	特別	身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛の手帳1度又は2度等を所持している場合 控除額30万円
		一般	上記以外の障害者の場合 控除額26万円
	被扶養者	特別	身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛の手帳1度又は2度等を所持している場合 控除額30万円
		一般	上記以外の障害者の場合 控除額26万円
	同居特別	同居する扶養親族が特別障害者の場合 控除額53万円	

基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下		控除額43万円
	合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下		控除額29万円
	合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下		控除額15万円
	合計所得金額が2,500万円超		控除額0円
扶養控除	合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族がいる場合		
	一般	16歳以上(平成21年1月1日以前生まれ)	控除額33万円
	特定	19歳 ~ 22歳(平成14年1月2日~平成18年1月1日生まれ)	控除額45万円
	老人	70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)	控除額38万円
	同居老親等	老人扶養のうち本人又は配偶者の直系尊属で同居	控除額45万円
配偶者控除	本人の合計所得金額	合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者がいる場合	
		900万円以下	控除額 33万円(老人控除対象配偶者である場合は38万円)
		900万円超950万円以下	控除額 22万円(老人控除対象配偶者である場合は26万円)
		950万円超~1,000万円以下	控除額 11万円(老人控除対象配偶者である場合は13万円)
	1,000万円超	一般・老人ともに控除なし	

配偶者特別控除	控除額			
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額900万円以下	本人の合計所得金額900万円超950万円以下	本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下	本人の合計所得金額1,000万円超
48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	控除適用なし
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	控除適用なし
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	控除適用なし
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	控除適用なし
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	控除適用なし
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	控除適用なし
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	控除適用なし
133万円超	0円	0円	0円	控除適用なし

税額控除

寄附金控除	都道府県・市区町村、東京都共同募金会及び日本赤十字社東京都支部、市・都が条例で指定した団体に対する寄附を行った場合 ※市民税・都民税の申告をされた方はふるさと納税ワンストップ特例制度の対象にはなりません。		限度額は総所得金額の30%
	寄付先	控除額	
	都道府県・市区町村(ふるさと納税)	次の①と②の合計額を市民税・都民税所得割額から控除 ①(寄附金 - 2,000円) × 10%(市民税6%、都民税4%) ②(寄附金 - 2,000円) × {90% - (所得税の適用税率 × 1.021)} (市民税3/5、都民税2/5)※ ②は市民税・都民税の調整控除後の所得割の20%が限度	
	東京都共同募金会及び日本赤十字社東京都支部	(寄附金 - 2,000円) × 10%(市民税6%、都民税4%)	
市・都両方の条例で指定	(寄附金 - 2,000円) × 10%(市民税6%、都民税4%)		
市条例のみで指定	(寄附金 - 2,000円) × 6%(市民税のみ)		
都条例のみで指定	(寄附金 - 2,000円) × 4%(都民税のみ)		

◆他に配当控除、配当割額控除額及び譲渡割額控除額の控除、外国税額控除があります。詳しくは課税課市民税係までお問い合わせください。

■申告書の提出先及び問合せ先

**武蔵村山市役所 課税課 市民税係**  
**〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1**  
**TEL: 042-565-1111 (内線123~125)**

■申告書の書き方

1 現住所、1月1日現在の住所、氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日、電話番号を記入してください。  
※ 代理人の方が申告する場合には、代理人の氏名と申告者との関係を記入してください。

2 令和6年中に収入のなかった方で親族に扶養されていた方などはあてはまる場所にレ点チェックを入れ、記入してください。あてはまるものが無い場合、裏面9に前年の生活状況について詳細を記入してください。

3 令和6年1月1日から12月31日までの収入を区分別に記入してください。

○ 給与収入がある方  
源泉徴収票を添付してください。  
源泉徴収票が無い方は、裏面1に各月の明細金額・勤務先等を記入してください。

○ 年金収入がある方  
公的年金等支払者(日本年金機構等)から送付された源泉徴収票を添付してください。

○ 事業(営業等・農業)、不動産、譲渡・一時・雑(公的年金等以外の報酬、謝礼)に該当する収入がある方  
それぞれ裏面2、3、4に記入してください。  
所得金額の計算に必要な、収入・必要経費がわかる書類(写し可)を添付してください。

※ 必要経費の対象は、所得を得るための租税公課・商品の原価等の費用であり、事業に関連しないもの(所得税、市民税・都民税、住宅用家賃等)は含みません。

○ 配当・株式等譲渡に該当する収入がある方  
非上場株式の配当、少額配当については市民税・都民税の申告が必要ですので、所得の種類欄に「配当」と記入の上、金額を記入してください。  
所得金額の計算に必要な、収入・必要経費がわかる書類(写し可)を添付してください。

「特定配当等に係る所得」及び「特定株式等譲渡所得」の課税方式の選択の廃止について

令和6年度(令和5年分)より、所得税と市民税・都民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

確定申告において申告した「特定配当等に係る所得」や「特定株式等譲渡所得」については、市民税・都民税においても「申告する」こととなり、市民税・都民税の「合計所得金額」にも算入されますので、申告の際はご注意ください。

※ 分離課税の所得等がある方は、課税課市民税係までお問い合わせください。

見本	1	令和6年(分)市民税・都民税 申告書 資料番号		表	
	住所	武蔵村山市本町1-1-1		電話番号	
	フリガナ	ムサシ イチロウ		080-×××-△△△△	
	氏名	武蔵 一郎		個人番号	
生年月日	男・大(明) 3・5・7	世帯主の氏名	続柄	基本コード	
代理人の氏名	(申告者との関係)		□内に記入してください。		
源泉徴収票・証明書・領収書等添付欄	3月17日です。	収入のなかった方		収入のあった方	
		<input type="checkbox"/> 次のものに扶養されていた又は援助を受けていた <input type="checkbox"/> 住所 □同居 □別居の方は住所を記入		所得の種類	
		氏名 (続柄) □ 2 <input type="checkbox"/> 非課税所得の受給のみ <input type="checkbox"/> 遺族年金 □ □ 雇用保険 <input type="checkbox"/> 生活扶助を受給 □ □ 月から <input type="checkbox"/> 預貯金(蓄え)等で生活していた <input type="checkbox"/> その他生活状況は裏面9に記入		収入金額(円) 所得金額(円) 給与 公的年金 雑 3 その他雑(報酬等)	
		3 所得から差し引かれる金額に関する事項		控除金額(円)	
医療費控除	区分	支払った医療費等の金額	保険金等で補填された金額	控除金額(円)	医療
社会保険料控除	国民健康保険料(普通徴収)	国民年金保険料	国民年金保険料	控除金額(円)	社保
生命保険料控除	旧契約	新契約	控除金額(円)	控除金額(円)	生保
障害者控除	障害者手帳(級)	控除金額(円)	控除金額(円)	控除金額(円)	障害者
配偶者控除	氏名 武蔵 花子	生年月日 男・大(明) 7年5月3日	控除金額(円)	控除金額(円)	配偶者
扶養親族	氏名 武蔵 太郎	生年月日 男・大(明) 1年2月3日	控除金額(円)	控除金額(円)	扶養
寄附金控除	寄附金額	控除金額(円)	控除金額(円)	控除金額(円)	寄附金
本人・代理人		本人・代理人		本人・代理人	
番号確認		番号確認		番号確認	
身元確認		身元確認		身元確認	
代理権		代理権		代理権	
1(給与天引) 2(個人納付)		1(給与天引) 2(個人納付)		1(給与天引) 2(個人納付)	
扶養		扶養		扶養	
本人		本人		本人	
専従者		専従者		専従者	
均等割		均等割		均等割	
家屋敷		家屋敷		家屋敷	
専業所		専業所		専業所	
軽減		軽減		軽減	
生活扶助		生活扶助		生活扶助	
必要		必要		必要	
不要		不要		不要	

4 所得控除の項目を確認いただき、該当する支払いがあった場合記入ください。

証明書等が必要な控除で、それらが添付・提示されていない場合は、その控除の適用を受けられませんので、ご注意ください。

ただし、源泉徴収票に記載がある場合、証明書等の添付・提示は必要ありません。

5 該当する項目がある場合、記入してください。証明書等が必要な控除で、それらが添付されていない場合は、その控除の適用を受けられませんので、ご注意ください。

ただし、源泉徴収票に記載がある場合、記入の必要はありません。

6 被扶養者が障害者である場合、障害者手帳の等級、居住の形態も記入してください。(手帳等の提示が必要です。)

※ 国外に居住する配偶者や親族を扶養する場合  
親族関係証明書(外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類)及び送金関係書類(扶養する各人別に行ったことを明らかにする書類)が必要です。それらの書類が外国語で記載されている場合は、訳文も併せて必要です。  
ただし、源泉徴収票に記載がある場合、書類添付の必要はありません。  
裏面6にも記入が必要となります。

※ 16歳未満の方は控除対象扶養親族ではありません。ただし、ひとり親・寡婦控除や市民税・都民税の非課税基準の判定に必要ですので、該当する場合、「年少扶養」欄に☑をしてください。  
なお、16歳未満の方が障害者手帳等をお持ちの場合、障害者控除が適用できます。

7 この手引きの「税額控除」の寄附金控除欄をご覧の上、該当項目に金額を記入してください。

寄附金控除の適用を受ける場合、必ず寄附金受領証明書を添付してください。

1. 給与所得の方  
(源泉徴収票のない方)

日雇、アルバイト及び源泉徴収をしていない事業所などに勤務している方は、下記へ雇用主から月別の収入を証明してもらってください。(給与支払証明書を添付してもかまいません。)

月	日	給	日数	月	給	社会保険料
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
賞与						
合						
勤務先						
TEL						

2. 事業所得(営業等・農業)・雑所得(公的年金以外の収入)の方  
業種・収入名等 帳簿等  有  無 裏

収支計算書		自 令和6年1月1日 ~ 至 令和6年12月31日	
科目	金額	科目	金額
取	売上(収入)金額	通	通信費
	円		円

3

給与所得、事業所得(営業等・農業)  
不動産所得、譲渡・一時所得

収支内訳記載欄

4. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
短期	円	円	円	円	円
長期					
一時					

5. 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
1				円
フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
2				円

8

6. 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	住所	扶養親族の種類
1			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 23歳未満の扶養親族 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 未成年
2			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 23歳未満の扶養親族 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 未成年

9

7. 武蔵村山市内に事業所等を有する個人で武蔵村山市に住居登録のない方は、均等割課税の対象となる場合があります。  
均等割額：市民税 3,000円 + 都民税 1,000円 = 4,000円

事業所等の所在地	武蔵村山市
事業所名等(屋号)	
令和6年中の所得金額 (分離課税所得のある場合は特別控除前の所得金額)	円
連絡先	
本人が「いずれかに該当する場合」に「 <input type="checkbox"/> 」を付けてください。	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 寡婦(ひとり親)

10

8. 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	住所	生年月日	明・大・昭 平・令
1				

11

9. 収入のなかった方 令和6年中どのように生計を立てていたのか、生活の状況を詳しく記入してください。  
非課税証明書の発行、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の算定等の資料となります。

記入欄

8

事業専従者がいる場合は、記入してください。  
生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6ヶ月を超える方に給料を支払った場合、それを必要経費とすることができます。  
ただし、控除対象配偶者及び扶養親族は除きます。  
※事業専従者控除の限度額は配偶者の場合は86万円、その他の場合は50万円です。

9

扶養親族のなかで別居の方がいる場合は、氏名・住所・生年月日を記入してください。  
国外居住の扶養親族がいる場合は該当の区分に☑をつけてください。

◎ 国外居住親族に係る扶養控除

1. 対象となる国外居住親族の範囲

- 年齢16歳以上30歳未満の方
- 年齢70歳以上の方
- 年齢30歳以上70歳未満の方のうち、次の①～③までのいずれかに該当する方
  - 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
  - 障害者の方
  - 扶養として申告しようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

2. 扶養控除に係る必要書類について

年齢	必要書類
30歳未満又は70歳以上	「親族関係書類」及び「送金関係書類」(金額問わず)
30歳以上70歳未満	①留学生 「親族関係書類」、「送金関係書類」(金額問わず)、「留学ビザ等書類」
	②障害者 「親族関係書類」、「送金関係書類」(金額問わず) 障害の状態が確認できる書類
	③38万円以上の支払いを受けている者 「親族関係書類」、「38万円以上の送金関係書類」

10

住所が武蔵村山市外で、武蔵村山市内に事務所・事業所・お店等がある方は記入してください。

11

下記表の上段の対象となる方は、該当者の氏名等を記入してください。  
該当者が複数いる場合は任意の1名を記入してください。

対象者	総所得金額計算における控除額
給与等の収入金額が850万を超える、次のいずれかに該当する方 ①23歳未満の扶養親族を有する方 ②特別障害者に該当する方 ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方	給与所得の金額から次に相当する額を控除。 (D-850万)×10% ※D=給与収入 (D)が1,000万円を超える場合には1,000万とする
給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、所得の合計額が10万円を超える方	給与所得の金額から次に相当する額を控除。 (給与所得+公的年金等雑所得)-10万円 超える場合には10万円とする